

アジア経済法令ニュース 増刊 No.17-134

コンセッションに関する2010年1月28日付モンゴル国法律[仮訳]

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2017年10月02日(月)

コンセッションに関する2010年 1月28日付モンゴル国法律[仮訳]

2017年4月14日最終改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 国家機関又は地方行政機関若しくは地方自治機関のコンセッションに係る
権限
- 第3章 コンセッション項目リスト
- 第4章 コンセッションの授与
- 第5章 コンセッション契約
- 第6章 コンセッション保有者及びコンセッションへの資金供与者の権限
- 第7章 コンセッションを実施する保証
- 第8章 その他の規定

第1章 総則

第1条 法律の目的

1 この法律の目的は、国家又は地方の自己所有財産をコンセッション契約により投資家に取得させる競争入札を展開し、コンセッション契約、その締結、変更又は終了及び紛争の審理と関連する関係を規制することに存する。

第2条 コンセッションに関する法令

1 コンセッションに関する法令は、モンゴル国憲法、民法、予算に関する法律、債務の管理に関する法律、モンゴル国の政府に関する法律、国家所有又は地方所有に関する法律、外国投資に関する法律、情報の透明性及び情報を取得する権利に関する法律並びにこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。

2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

3 国家所有又は地方所有に関する法律第4条第2項及び第74条第2項にそれぞれ定める国家又は地方の公共用途の所有財産をコンセッション契約により占有させ、使用させ、新たに出現させ、又は改良することと関連する関係は、この法律の適用にかかわらない。

4 この法律所定の手続に従い占有し、使用し、若しくは所有する権利が移転し、又は新たに出現する財産について、コンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、国家所有又は地方所有として取得し、国家登記において登記を受けることと関連する関係は、国家所有又は地方所有に関する法律並びに財産所有権及びそれに関連するその他の財産権の国家登記に関する法律により、それぞれこれを規制する。

5 コンセッション項目が土地の基本的構成部分である場合には、当該土地は、土地に関する法律、地下に関する法律及び地代に関する法律所定の手続に従い、これを占有し、又は使用する。

6 コンセッションを授与する活動における透明性の保障と関連する関係は、情報の透明性及び情報を取得する権利に関する法律によりこれを規制する。

第3条 法的術語の定義

1 この法律において使用する次の術語は、次の意義のようにこれを理解する。

(1) 「コンセッション」とは、インフラストラクチャー又は公共的ユーティリティ・サービスを社会に対し提供するため、この法律所定の条件又は手続に従い、国家所有又は地方所有の財産を契約に基づいて占有し、使用し、新たに出現させ、又は改良する特別の権利をいう。

(2) 「コンセッション項目」とは、国家大フレール、政府又はアイマグ若しくは首都の国民代表者会議が承認し、コンセッション契約により実施するプロジェクト又は措置のリストに表示された項目をいう。

(3) 「コンセッション契約」とは、コンセッションを実施するために権限を有する当局とコンセッション保有者との間において書面により締結される契約をいう。

(4) 「コンセッション保有者」とは、この法律所定の手続に従い、コンセッションを取得したモンゴル国又は外国の法人又はその集団をいう。

(5) 「コンセッションへの資金供与者」とは、コンセッション保有者の活動のためにローンを供与し、又は保証を提供する等の資金供与サービスを提供する者をいう。

(6) 「規制機関」とは、コンセッションを実施するのに必要な認可又は特別認可を授与し、価格料率を定め、コンセッション項目又はそれによりサービスを提供することと関連する規則又は手続を承認し、公告する義務を有する国家機関をいう。

(7) 「権限を有する当局」とは、国家所有のコンセッション項目についてはコンセッションに係る項目を所管する国家行政機関を、地方所有のコンセッション項目についてはアイマグ又は首都の政府をいう。

第4条 コンセッションの種類

1 コンセッションは、次の種類を有することができる。

(1) 「建設－使用－移転」－即ち、コンセッション保有者がコンセッション項目を自己の、又は自己が適正に取得した財産により建設して使用に投入し、契約所定の期間において使用し、契約期間が終了する際に所定の条件により国家所有又は地方所有に移転するもの

(2) 「建設－移転」－即ち、コンセッション保有者がコンセッション項目を自己の、又は自己が適正に取得した財産により建設して使用に投入し、契約所定の条件により国家所有又は地方所有に移転するもの

(3) 「建設－所有－使用」－即ち、コンセッション保有者がコンセッション項目を自己の、又は自己が適正に取得した財産により建設して使用に投入し、契約所定の条件により所有し、及び使用する権利を享有し、義務を引き受けるもの

(4) 「建設－所有－使用－移転」－即ち、コンセッション保有者がコンセッション項目を自己の、又は自己が適正に取得した財産により建設して使用に投入し、契約所定の期間において所有して使用し、契約所定の期間が終了する際に契約所定の条件により国家所有又は地方所有に移転するもの

(5) 「建設－リース－移転」－即ち、コンセッション保有者がコンセッション項目を自己の、又は自己が適正に取得した財産により建設して使用に投入し、契約所定の条件に従い、権限を有する当局に対しファイナンス・リースにより占有させ、リース期

間が終了する際に国家所有又は地方所有に移転するもの

(6) 「設計立案－建設－資金供与－使用」－即ち、コンセッション保有者がコンセッション項目の設計を立案し、自己の、又は自己が適切に取得した財産により建設して契約所定の期間において使用し、期間が終了する際に契約所定の条件により国家所有又は地方所有に移転するもの

(7) 「改良－使用－移転」－即ち、コンセッション保有者がコンセッション項目を自己の、又は自己が適正に取得した財産により改良して契約所定の期間において使用し、契約所定の条件により、コンセッション項目を改良した項目とともに国家所有又は地方所有に移転するもの

2 前項所定以外のコンセッションの種類は、当該コンセッション項目及び履行する業務又は提供するサービスの特徴に基づいて存在することができる。

第5条 コンセッション項目と関連する所有権

1 コンセッション項目又はその構成部分若しくは設備の所有制に係る事項をコンセッション契約により調整し、かつ、それらを次の状況に応じて区分して契約に表示することができる。

(1) コンセッション契約に従い国家所有若しくは地方所有に、又はその他の者に移転する財産

(2) コンセッション保有者から国家所有又は地方所有に売却して取得することのできる財産

(3) コンセッション契約の終了後にコンセッション保有者が自己に保留し、又は処分することのできる財産

2 コンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッション契約により改良するコンセッション項目は、国家所有又は地方所有に属する。

3 コンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッション項目を使用する過程において出現した有形財産又は知的価値項目は、国家所有又は地方所有に属する。

4 コンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッション項目を占有し、又は使用する期間において取得した前項所定のもの以外の収入又は将来に出現する利益は、コンセッション保有者の所有に属する。

5 コンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッション保有者に使用させるために移転したコンセッション項目、土地及びその他の財産が契約所定の目的のために以後に使用される可能性がなくなり、又は必要でなくなった場合以外のその他の場合において、権限を有する当局又は国のその他の機関若しくは公務員がコンセッション契約の終了前にそれらの返還を受け、又は処分する旨の決定を採択することは、これを禁止する。

第2章 国家機関又は地方行政機関若しくは地方自治機関のコンセッションに係る権限

第6条 国家機関の権限

1 政府は、次の権限を行使する。

(1) 予算に関する法律第32条第2項第(9)号所定のもの以外の国家所有コンセッション項目リストを承認すること。

(2) コンセッションを授与する決定を採択し、コンセッション契約を締結する権限を次項所定の機関に対し授与すること。

(3) コンセッションに関する法令の執行について国家大府の経済常任委員会に対

し年度ごとに報告すること。

(4) 法令所定のその他の権限

2 コンセッションに係る事項を所管する国家行政機関は、次の権限を行使する。

(1) (失効)

(2) (失効)

(3) (失効)

(4) 国家所有コンセッション項目リストについての提案を作成し政府に対し提出すること。

(5) コンセッション項目について研究を行い、提案を立案すること。

(6) コンセッション項目リストを社会に対し公告すること。

(7) コンセッションの授与又は実施について関連するその他の機関に対し専門的又は方法論的支援を提供すること。

(8) コンセッション契約の実施について評価を行い、監督を実行し、又はコンセッションに関する法令を執行すること。

(9) 国の範囲内においてコンセッションについて統一的登記を取り扱い、情報バンクを組成すること。

(10) 法令により特別に権限を授与された場合において、社会により遵守する準則を定めること。

(11) 関係する国家行政機関と共同で、第 11 条所定の競争入札の文書を立案し、競争入札を公布し、それを組織して結論を下すこと。

(12) コンセッション契約又はそれと関連するその他の契約、特にコンセッション保有者が資金供与を取得することと関連する契約をコンセッション保有者及びその他の者と締結すること。

(13) 関連する手続に従いコンセッション保有者からコンセッション契約の運用及びプロジェクト又は措置の履行に係る報告を四半期ごとに提出させて取得し、まとめて財政及び予算に係る事項を所管する国家行政機関に送付すること。

(14) 法令所定のその他の権限。

3 コンセッションに係る事項を所管する国家行政機関は、コンセッションについて地方の関連する機関に対し、専門的又は方法論点支援を提供する。

第 7 条 地方行政機関又は地方自治機関の権限

1 アイマグ又は首都の政府の長は、地方所有のコンセッション項目について、次の権限を行使する。

(1) コンセッション項目リストの草案を承認し、国民代表者会議に対し提出すること。

(2) コンセッション項目について研究を行い、提案を立案すること。

(3) コンセッション項目リストを社会に対し公告すること。

2 アイマグ又は首都の国民代表者会議は、地方所有のコンセッション項目について、次の権限を行使する。

(1) 地方所有のコンセッション項目リストを作成し、又はそれに変更を導入すること。

(2) 前条第 1 項第(2)号又は第(4)号所定の権限を行使すること。

3 アイマグ又は首都の国民代表者会議は、第 4 条第 1 項第(1)号及び第(3)号ないし第(7)号所定のコンセッションの種類の子コンセッション項目リストを承認する。

第 8 条 機関又は公務人員の活動における禁止事項

1 国家機関、地方行政機関若しくは地方自治機関又は公務人員の活動については、次の事項を禁止する。

(1) コンセッション項目リストに入っていない国家所有又は地方所有の項目をコンセ

ッションとして授与すること。

(2) コンセッション契約の期間内にコンセッション項目を民営化する決定を採択すること。

(3) 法令又は契約に定める場合以外の場合において、コンセッション保有者の経済活動に参加すること。

(4) 法律に別段の定めのある場合を除き、第 11 条所定の競争入札への参加者又はコンセッション保有者の取引又は経済活動にかかわる秘密を漏洩すること。

2 国家機関、地方行政機関若しくは地方自治機関又は国家所有若しくは地方所有の生産工場が、コンセッション保有者に移転したコンセッション項目を稼働させ、メンテナンス・サービスを行い、又は改良する権利又は義務を引き受けず、かつ、コンセッション保有者の承諾なくしてコンセッション項目と関連するローン契約又は担保契約を締結することは、これを禁止する。

3 アイマグ若しくは首都の国民代表者会議が地方予算から返済する条件を伴うコンセッション項目リストを承認し、若しくはコンセッション契約を締結する権限を授与し、又はアイマグ若しくは首都の政府の長が地方予算から返済する条件を伴う契約を締結することは、これを禁止する。

第 3 章 コンセッション項目リスト

第 9 条 コンセッション項目リストの立案

1 国家所有のコンセッション項目リストの草案の立案と関連する関係は、予算に関する法律の定めに従い、これを規制する。

2 (失効)

3 (失効)

4 国家所有のコンセッション項目については、当該事項を所管する国家行政中央機関が次条第 1 項所定のリストに導入するコンセッション項目についての次条第 3 項の定めに従い立案した提案を費用及び利益計算とともに権限を有する当局に対し送付する。

5 コンセッションに係る事項を所管する国家行政機関は、コンセッション項目リストについての提案を次条第 3 項の定めに従い、並びに費用及び利益計算とともに立案し、財政及び予算に係る事項を所管する国家行政中央機関からの同意の取得に基づいて政府に対し送付する。

6 アイマグ又は首都の政府の長は、次条第 2 項所定のリストに導入したコンセッション項目についての次条第 3 項の定めに従い立案した提案、費用及び利益計算並びに財政及び予算に係る事項を所管する国家行政中央機関の同意とともに当該アイマグ又は首都の国民代表者会議に送付する。

7 アイマグ又は首都の政府の長は、第 4 項の定めに従い提案を国民代表者会議に送付する前に、当該事項を所管する国家行政中央機関及びコンセッションに係る事項を所管する国家行政機関の意見を取得する。

8 コンセッション項目の費用及び利益計算を行う方法は、コンセッションに係る事項を所管する国家行政機関がこれを承認する。

9 アイマグ又は首都の政府の長は、コンセッション項目リストを立案し、財政及び予算に係る事項を所管する国家行政中央機関に対し第 6 項所定の同意を取得するために送付する。

第 10 条 コンセッション項目リストの承認

1 予算に関する法律第 33 条第 2 項第(9)号所定のもの以外のその他の国家所有のコ

ンセッション項目リストは、政府がこれを承認する。

2 地方所有のコンセッション項目リストは、アイマグ又は首都の国民代表者会議がこれを承認する。

3 コンセッション項目リストには、次の事項を表示する。

(1) コンセッション項目の名称、説明、コンセッションの種類及び履行する業務又は提供するサービス

(2) 予算資金により資金供与支援を提供し、又は保証を発行するか否か。

(3) 次条所定の競争入札を展開し、又は直接に契約を締結するか否か。

第4章 コンセッションの授与

第11条 プロジェクトを選定する競争入札

1 第17条所定の場合以外のその他の場合には、コンセッションは、プロジェクトを選定する競争入札（以下「競争入札」という。）の方法によりこれを授与する。

2 競争入札は、権限を有する当局がこれを組織して結論を下し、かつ、次の職責を履行する。

(1) 競争入札の文書並びにそれを展開するステージ及び評価手続を立案して承認すること。

(2) 競争入札を確定して公布すること。

(3) プロジェクト提案を受理し、評価し、参加者と交渉を行い、競争入札につき結論を下すこと。

(4) 前項所定の結論を政府又はアイマグ若しくは首都の国民代表者会議に送付して決定を受けること。

3 競争入札は、次のステージを伴ってこれを組織する。

(1) 競争入札を公布すること。

(2) 競争入札に参加する提案を受理すること。

(3) 競争入札に参加する提案を評価して競争入札への参加者（以下「参加者」という。）を選定すること。

(4) 参加者に対し競争入札の文書を授与すること。

(5) 必要のある場合において、参加者が権限を有する当局との会見を組織し、関連する情報及び文書にアクセスすること。

(6) 参加者がプロジェクト提案を立案して送付すること。

(7) プロジェクト提案をしかるべき手続に従い受理すること。

(8) プロジェクト提案を評価し、優れた参加者のリストを発行すること。

(9) 優れた参加者と契約条件について交渉を行うこと。

(10) 競争入札の結果を関連する機関に対し送付し、しかるべき決定の採択を受けること。

4 競争入札の詳細手続、様式文書及び提案評価手続は、政府がこれを承認する。

5 競争入札の組織化においては、すべての参加者が相互に権利が平等である参加条件を組成し、それを公告により等しい水準に確保し、等しい要求を課し、競争入札の活動が透明である原則による。

6 参加者は、権限を有する当局が要求したすべての情報を発行して与える義務を有する。

7 商標、名称、形式、種類、原産地、地理的表示、製造方法、製造者又はサプライヤーを特定する要求又は条件を競争入札の文書に事前に定めることは、これを禁止する。

第12条 競争入札の公布

1 競争入札の公報には、次の情報を表示する。

- (1) コンセッション項目の説明
- (2) 必要のある場合には、契約の一般条件
- (3) 参加者に課すべき一般的要件
- (4) 競争入札には、法人の集団が参加可能か否か。
- (5) 競争入札には、制限された数の者のみを参加させるか否か。
- (6) 競争入札の落札者がコンセッションを実施する法人を設立するか否か。
- (7) 競争入札を展開するステージ及び手続
- (8) 競争入札に参加する申込みを受理する場所、方式及び期間
- (9) 権限を有する当局が必要であると認めるその他の情報

2 競争入札の公告は、国の範囲内の日刊新聞又はその他の印刷情報手段により社会に対しこれを公布して通報するほか、必要のある場合には、国際的に広く用いられている言語により発行されている当該セクターの印刷情報手段により知らせることができる。

3 競争入札に参加する提案を送付した者は、提案を受理する最終期限が終了する前に送付した提案を取り下げ、又は新たな提案を送付する権利を有する。

4 競争入札に参加する提案を送付する期間については、それを社会に対し公布した後2か月以上とする。

5 権限を有する当局は、競争入札について説明を行い、会見を組織する等により社会に対し情報を与える義務を有する。

第13条 参加者の選抜

1 前条第1項第(3)号所定の一般的要件を満たしたモンゴル国又は外国の法人又はその集団は、競争入札に参加するため、前条第1項所定の情報に従い形成した提案を密封し、権限を有する当局に対し送付する権利を有する。

2 権限を有する当局は、前項所定の提案を送付した期間の順位により登録し、受理する。

3 前項所定の提案を次の指標により評価し、参加者を選抜する。

- (1) 資金調達能力
- (2) 指導管理部、専門的幹部、技能、技術的能力及び経験
- (3) 経済活動の特別認可証に関する法律の定めに従い特別認可証を有して従事する経済活動について、当該認可証を取得する要件を満たしているか否か。
- (4) 前条第1項第(3)号所定の要件を満たしているか否か。
- (5) 権限を有する当局が必要であると認めるその他の指標

4 競争入札に参加する提案を送付した法人の集団の評価においては、次の原則による。

- (1) この法律所定の指標は、法人の集団のみに完全に当てはまること。
- (2) 法人の集団の成員は、1つの競争入札の過程において1つの法人の集団の成員であること。
- (3) 競争入札の公報に別段の定めのある場合を除き、法人は、1つの競争入札に法人の集団の成員として参加する場合には、当該競争入札に独立して参加しないこと。

5 権限を有する当局は、コンセッション項目の特徴に基づいて参加者のリストを一定の数により制限し、同時に参加者が前二項所定の指標を満たしているか否かを競争入札のいずれのステージにおいても、新たに検査することができる。

6 権限を有する当局は、第3項及び第4項所定の指標を満たした参加者をもって制

限り、プロジェクト提案を送付する権利を有する参加者のリストを発行し、当該参加者に知らせ、競争入札の文書を授与する業務を組織する。

7 競争入札の文書には、次の事項を表示する。

- (1) プロジェクトについての一般情報
- (2) 新たに出現し、又は改良するコンセッション項目の数量及び能力等の詳細な指標
- (3) コンセッション項目を占有し、又は使用する権利の制限並びに履行する業務又は提供するサービスの数量及び能力等の詳細な指標
- (4) コンセッション項目の占有又は使用と関連する価格、料率、特別認可及び関連するその他の情報
- (5) 環境、衛生及び労働安全の基準に係る特別要求
- (6) 一般条件を表示した契約の草案及び追加契約が存在するか否か、並びに存在する場合にはそれらについての情報及び契約締結当事者と合意しない条件
- (7) コンセッション項目を使用するための対価を支払うか否か、並びに支払う場合にはその規模及び支払方式
- (8) ファイナンス・リース支援を提供するか否か、並びに提供する場合にはその方式及び規模
- (9) プロジェクト提案を受理し、分析し、及び評価する手続及び指標
- (10) 手付金の規模並びにそれを配置する口座、期間及び条件
- (11) プロジェクト提案を受理する場所、方式及び期間

8 権限を有する当局は、競争入札の文書に変更を導入することができ、かつ、当該変更を導入した場合には、それを参加者に対しプロジェクト提案を提出することのできる期間内に知らせ、又はプロジェクト提案を送付する期間を延長することができる。

9 権限を有する当局は、競争入札の文書と関連して、すべての参加者に対し情報を与えるため、会見を組織することができる。

10 権限を有する当局は、競争入札の文書を承認し、プロジェクト提案を評価し、及び第 15 条所定の合意を達成する義務のある業務の一部と関連する機関の代表の参加を得て任命し取り扱わせることができる。

第 14 条 プロジェクト提案の送付及びその評価

1 前条第 6 項所定の参加者は、競争入札の文書に従い立案したプロジェクト提案を技術的及び経済的根拠とともに密封して送付する。

2 権限を有する当局は、プロジェクト提案を送付した期日及び方式を記録して受理し、競争入札の文書の定めに従い分析し、評価する業務を組織する。

3 プロジェクト提案は、次の指標によりこれを評価する。

- (1) 技術的指標及び事業の評価
- (2) 提供するサービスの品質及び十分性
- (3) コンセッション契約草案の一般条件評価
- (4) コンセッション契約期間内に履行する業務又は提供するサービスの価格又は対価に関するステージの合計規模及びそれらの現在価値
- (5) 設計及び建築業務の価額、流動費用、投資総額及び現在価値
- (6) 国の提供する財政支援並びにその方式及び規模
- (7) 資金調達計画
- (8) 国の社会的経済的発展に及ぼす影響
- (9) 環境保護要求を満たしているか否か。
- (10) 権限を有する当局が必要であると認めるその他の指標

4 権限を有する当局は、プロジェクト提案を前項の定めに従い比較して評価し、最

良条件提案としたものから排列したリストを発行する。

5 プロジェクト提案を送付し、及びそれを評価する手続については、社会に対し公開し、かつ、必要のある場合には、それを国の範囲内の日刊刊行物に公表することができる。

第 15 条 参加者との合意の達成及び競争入札の結論づけ

1 権限を有する当局は、参加者とコンセッション契約及び関連するその他の契約の条件について合意を達成する。

2 前項所定の合意の達成においては、次の手続による。

(1) 権限を有する当局は、最良条件提案をした参加者と最初に合意を達成しても、当該合意を終了させることなく保留し、次の参加者と合意を達成する権限を有する。

(2) 合意の達成においては、前条第 4 項所定のリストの順位による。

3 権限を有する当局は、合意の結果において契約条件を最良に一致させた 1 名の参加者と契約を締結する結論を下し、5 業務日以内に政府又はアイマグ若しくは首都の国民代表者会議に送付する。

第 16 条 プロジェクト提案を提出する活動の 2 つのステージによる展開

1 コンセッション項目の種類及びセクターの特徴に基づいて技術的及び経済的根拠、資金調達条件、必要性並びに指標を競争入札の文書に詳細に表示することができないと権限を有する当局が認める場合には、プロジェクト提案を提出する活動は、これを 2 つのステージにより展開することができる。

2 プロジェクト提案を提出する活動を 2 つのステージにより展開するのにおいては、第 13 条第 7 項所定の事項について表示し、提案を送付する申込みを参加者に対し課する。

3 権限を有する当局は、参加者から提出された前項所定の提案を考慮して競争入札の文書を最終的に立案する。

4 権限を有する当局は、第 2 項所定の提案を確定し、又は追加情報を取得するため、参加者との会見を組織することができる。

5 参加者は、第 3 項所定の文書の範囲内においてプロジェクト提案を権限を有する当局に送付する。

6 権限を有する当局は、プロジェクト提案を評価し、合意を達成し、及び結論を下すのにおいて、前二項所定の手続による。

第 17 条 契約の直接締結

1 次の場合には、契約を直接に締結する方法によりコンセッションを授与することができる。

(1) 競争入札の展開が国の安全に抵触すると認められる場合

(2) コンセッションを実施するのにおいて必須の知的価値項目と関連する権利が 1 名の、又は連合した利害関係人の所有にある場合

(3) 競争入札を公布しても、提案が提出されず、又は必要性に適合した提案が提出されず、かつ、競争入札を新たに公布したが、要求された期間内に提案が提出される確証が小さいと権限を有する当局が認めた場合

(4) コンセッション項目が第 28 条の定めに従い他人に対し譲渡された場合

2 契約を直接に締結するという結論は、権限を有する当局がこれを採択して政府又はアイマグ若しくは首都の国民代表者会議に送付する。

第 18 条 自己のイニシアチブによりコンセッション契約を締結する提案の送付

1 モンゴル国又は外国の法人又はその集団は、自己のイニシアチブによりコンセッション契約を締結する旨のプロジェクト提案を費用及び利益計算とともに国家所有

のコンセッション項目についてはコンセッションに係る事項を主管する政府の成員に対し、地方所有のコンセッション項目についてはアイマグ又は首都の政府の長に対し、送付することができる。

2 国家所有のコンセッション項目について、前項所定の提案に対し予算支援が必要である場合には、財政に係る事項を主管する国家行政中央機関の意見を取得したものとす。

3 地方所有のコンセッション項目について、アイマグ又は首都の政府の長は、当該提案をコンセッション項目リストに表示させようとする場合には、第9条所定の手続に従い提案を準備し、アイマグ又は首都の国民代表者会議に対し送付する。

4 政府又はアイマグ若しくは首都の国民代表者会議が当該項目をコンセッション項目リストに表示する旨を決定した場合には、権限を有する当局は、この法律の定めに従い競争入札を展開する。

5 前項所定の競争入札に参加する申込みをその他の参加者が送付しなかった場合には、権限を有する当局は、最初のイニシアチブを提出した者を最良条件提案を提出した参加者であると認定し、結論を下し、政府又はアイマグ若しくは首都の国民代表者会議に送付する。

6 複数の参加者が競争入札に参加した場合には、プロジェクト提案を評価し、結論を下すのにおいて、最初のイニシアチブを提出した者に対し優位性を与え、かつ、その旨を競争入札の文書に事前に規定する。

第19条 契約の締結決定

1 第15条第3項、第17条第2項又は前条第5項若しくは第6項の定めに従い送付した結論に基づいて、政府は、権限を有する当局に対し契約を締結する同意を授与する。

2 コンセッション契約にコンセッション保有者をして租税の減免を享受させる旨を定める場合には、政府は、当該事項を国家大フラルにより承認させる。

3 第15条第3項、第17条第2項又は前条第5項若しくは第6項所定の結論を考慮して、アイマグ又は首都の国民代表者会議は、アイマグ又は首都の政府の長に対し契約を締結する同意を授与する。

4 政府又はアイマグ若しくは首都の国民代表者会議は、コンセッション契約の締結を支持しなかった場合には、協議を更に行うか否か、又は競争入札を新たに展開するか否かという決定のいずれかを採択する。

5 協議を更に行い、又は競争入札を新たに展開するのにおいては、この法律所定の関連する手続による。

第5章 コンセッション契約

第20条 コンセッション契約の当事者

1 次の者は、コンセッション契約の当事者である。

(1) 国家所有項目のコンセッション契約についてはコンセッションに係る事項を所管する国家行政機関又は地方所有項目のコンセッション契約についてはアイマグ若しくは首都の政府の長

(2) 競争入札の落札者

(3) 直接に契約を締結する方法を実行する場合には、この法律所定の直接に契約を締結する要件を満たす者

第21条 コンセッション契約の条件

1 法令又は契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッション契約は、モンゴル

国の法律に従いこれを締結して解釈し、かつ、それには、次の事項を表示しなければならない。

- (1) コンセッション保有者に移転する財産の所有制及びコンセッションを実施するのに必要な権限を有する当局又は規制機関の職責
- (2) コンセッション保有者が履行する業務又は提供するサービスの条件、かかわる範囲及び制限並びにコンセッション保有者が享有する特別な権利の範囲
- (3) コンセッション項目の使用又はサービス提供のためにコンセッション保有者が支払いを取得する権利及び価格又は対価を決定し、又は変更する方法並びにそれに対し監督を行う方式
- (4) コンセッション保有者が株式の支配的部分を譲渡し、当該譲渡において権限を有する当局の認可を取得する条件
- (5) コンセッション保有者が履行する業務又は提供するサービスのために、権限を有する当局が対価を支払うようにする場合には、その規模
- (6) コンセッション保有者が資金供与を取得し、担保権を設定するか否か。
- (7) コンセッション契約の実施において国が提供する資金供与支援
- (8) コンセッション契約を実施するのに必要な認可又は特別認可及び土地又は土地使用権を取得するのに際してコンセッション保有者に対し支援を提供することについての規制機関の権限及び義務
- (9) 土地又はその地下を占有し、又は使用することと関連して当事者が引き受ける権利及び義務
- (10) 履行する業務又は提供するサービスの連続性及び品質要求を確保し、契約所定の要求に適合させて履行する業務又は提供するサービスを変更するコンセッション保有者の権利
- (11) 1つのカテゴリーのすべてのサービス対象に対し一様の条件でサービスを提供するコンセッション保有者の義務
- (12) コンセッションを実施する目的のためにモンゴル国の法令の定めに従い法人を設立する場合には、その自己資本の下限及び法人に対し課すべき要件
- (13) 当該コンセッションの実施と直接に関連する法令に変更が入ることによりコンセッション保有者の費用が増加し、又は収入が減少する場合には、コンセッション保有者が補償金を取得する権利
- (14) 権限を有する当局がコンセッション項目について暫定的に移転を受けて取得する事由
- (15) コンセッション保有者を変更する条件
- (16) コンセッション契約が発効する前にコンセッション項目を占有し、使用し、更にそれを使用して業務を履行し、若しくはサービスを提供することと関連して生じた債務の支払い若しくは負債又は国家若しくは地方行政機関若しくは国家若しくは地方所有の法人が引き受けた義務若しくは責任及びそれらを解決する手続
- (17) コンセッション保有者が報告、使用報告又は情報を発行して与える義務
- (18) 高い価額を有し、又は利益相反のある合意を行い、及びそれに対し国の権限を有する機関が監督を行う手続
- (19) コンセッション契約が終了し、コンセッション項目を移転した後に当該項目の品質保証についてコンセッション保有者が引き受ける義務及び責任
- (20) コンセッション項目を検査し、テストし、及び引き受けて取得し、認可を授与し、コンセッション保有者の活動に対し監督を行い、並びにコンセッション項目を移転することによりそれを使用する技術を移転し、及び業務人員を訓練する手続

- (21) 必要のある場合には、コンセッション項目を移転した後にそれを使用することと関連して、コンセッション保有者が継続して提供するサービス
- (22) コンセッション項目を契約所定の者又は新たなコンセッション保有者に譲渡することと関連して、対価を支払う場合には、その規模
- (23) コンセッション契約の期間及びその延長、契約上の権利又は義務の移転、追加又は変更の導入、コンセッション契約と関連するその他の契約との間の関係、不慮の、又は不可抗力の事由、義務不履行事由及び契約を解除し、又は契約が終了する事由、コンセッション項目を引き受けさせて与え、及び移転する措置並びに紛争を解決する手続
- (24) 当事者が相互に確定したその他の事項

第 22 条 コンセッション契約の期間及びその延長

- 1 コンセッション契約の期間は、当該セクターの特徴、投資計画を実施する期間、投資の規模、それを補償する期間、取得する利益及びコンセッション項目の使用期間等を考慮して、契約当事者がこれを確定する。
- 2 次の場合には、コンセッション契約の期間は、権限を有する当局がこれを延長する。
 - (1) 不慮の、又は不可抗力の性質を有する特殊な状況に起因してコンセッション契約所定の活動を中断し、又は延期する場合
 - (2) 国家機関が採択した決定に従いコンセッション契約所定の活動を中断し、又は延期する場合
 - (3) 権限を有する当局のコンセッション契約に表示されていない要請又は要求がコンセッション保有者の費用を増加させるに至り、かつ、コンセッション保有者が契約期間を延長しなければ当該費用を補償することができない場合
- 3 コンセッション保有者に資金供与の結果を生じさせ、又は社会に対し過度に高い価格料率又は対価を負担させることとなる事前に予測不能な状況が生じた際には、権限を有する当局がコンセッション契約を延長することができる。

第 23 条 コンセッション契約への追加又は変更の導入

- 1 契約当事者は、相互に合意してコンセッション契約に追加又は変更を導入することができる。
- 2 コンセッション保有者は、次の場合には、補償支払いを取得するために契約に追加又は変更を導入する提案を提出することができる。
 - (1) 財務又は経済状況が変更された場合
 - (2) 法令が変更された場合
- 3 前項各号所定の状況が契約締結後に生じ、かつ、当該状況の出現を事前に知ることができず、更に当該状況をコンセッション保有者が自ら克服することができない場合には、前項所定の提案を提出する。
- 4 前二項の定めに従い契約条件を変更する手続は、コンセッション契約にこれを定める。

第 24 条 コンセッション契約の終了又は契約の解除

- 1 次の場合には、コンセッション契約は、終了する。
 - (1) 当事者が相互に合意した場合
 - (2) 契約期間が終了し、かつ、契約を延長しない場合
 - (3) 法律又はコンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッション保有者が破産し、又は解散された場合
 - (4) この法律又はコンセッション契約の定めに従い契約を解除した場合

2 次の場合には、コンセッション契約は、権限を有する当局のイニシアチブによりこれを解除する。

- (1) コンセッション保有者が競争入札への参加において法律に違反し、又は虚偽の文書を編成したことが裁判所により確定された場合
- (2) コンセッション保有者がモンゴル国の法令に多回にわたり、又は重大に違反したことが権限を有する機関により確定された場合
- (3) コンセッション保有者がコンセッション契約により引き受けた義務を履行せず、又は完全には履行しなかったことが契約の定めにより契約を解除する根拠となった場合
- (4) 政府が国の安全を防衛し、又は社会の権益のためにコンセッション契約を解除する旨を決定した場合
- (5) コンセッション契約所定の場合以外の場合であって、コンセッション保有者の株式の支配的部分を権限を有する当局の認可なくして他人に譲渡した場合
- (6) 法律又はコンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッション保有者が破産し、又は解散された場合

3 次の場合には、コンセッション契約は、コンセッション保有者のイニシアチブによりこれを解除する。

- (1) 権限を有する当局又は規制機関がコンセッション契約により引き受けた義務を履行せず、又は完全には履行しなかったことが契約の定めにより契約を解除する根拠となった場合
- (2) 前条の定めに従いコンセッション契約に追加又は変更を導入することについて契約当事者が相互に合意することができないことが契約の定めにより契約を解除する根拠となった場合
- (3) 法律又はコンセッション契約に定めた場合

4 コンセッション契約を解除するのにおいて当事者に対し与える補償金をどのように計算するのかを契約に定め、かつ、そのようにするのにおいてコンセッション契約に従い履行した業務のしかるべき価値、支出した費用、関係する当事者に対してもたらした損害及びそれに随伴して必要のある場合には、取得する可能性があった利益を加える。

5 この法律又はコンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、契約の終了によりコンセッション項目を占有し、使用し、又は処分することと関連する権利は、国家所有又は地方所有に係る事項を所管する関連当事者に移転する。

第 25 条 コンセッション契約の実施に対する監督の実行

1 コンセッション契約の実施については、次の者が監督を実行する。

- (1) コンセッションに係る事項を所管する国家行政機関又は地方所有に係る事項を所管する機関
- (2) 当該コンセッション項目につき責任を負う国家行政中央機関
- (3) 法律所定の監督を実行する権限を有するその他の機関又は公務人員

第 6 章 コンセッション保有者及びコンセッションへの資金供与者の権限

第 26 条 コンセッション保有者の権利及び義務

1 コンセッション保有者は、次の一般的権利を有する。

- (1) 契約の定めに従い履行した業務又は提供したサービスの価格又は対価の規模を権限を有する当局又は規制機関と協議して決定し、変更し、又は徴収すること。
- (2) 必要のある場合には、コンセッション契約と関連するその他の契約を規制機関又

は権限を有する当局とともに締結すること。

(3) 契約所定の形式により資金供与を取得すること。

(4) コンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッションを実施する資金供与を取得する目的のため、自己のすべての財物及びそれに随伴してコンセッション項目と関連する財物又は権利を担保として提供すること。

2 前項第(4)号所定の財物又は権利には、次のものを含めることができる。

(1) コンセッション項目を使用し、又はサービスを受けるために支払うすべての種類の対価又は将来に取得する利益

(2) コンセッション保有者が新たに出現させ、若しくは改良したコンセッション項目又は自ら購入した財産

3 コンセッション保有者の株主は、コンセッション活動への資金供与の目的のため、自己の株式を担保として提供することができる。

4 コンセッション保有者は、次の一般的義務を有する。

(1) 法令又はコンセッション契約所定の活動に従事すること。

(2) 契約に従いコンセッションの対価を支払うようにした場合には、定められた手続に従い支払うこと。

(3) 履行する業務又は提供するサービスの品質、数量又は規模をコンセッション契約所定の限度から低下させないこと。

(4) コンセッション項目をコンセッション契約所定の目的に従い占有し、若しくは使用し、又は修理若しくは保全を行うこと。

(5) 法令により課される公租公課を納付すること。

(6) コンセッション保有者は、コンセッション契約に従い発生した使用又は履行に関連する手続に従い四半期ごとにコンセッションに係る事項を所管する国家行政機関に報告する義務を有する。

(7) 法律所定のその他の義務

5 コンセッション保有者は、コンセッション契約に定める場合には、コンセッション項目につき不慮の事故保険を付保する義務を有する。

6 コンセッション契約の実施と関連する特定の業務又はサービスは、これを補助的履行者をして履行させることができ、かつ、当該業務又はサービスの品質又は履行については、コンセッション保有者が責任を負う。

第27条 コンセッション保有者に対し禁止する事項

1 コンセッション保有者に対しては、次の事項を禁止する。

(1) 法律又はコンセッション契約に定めた場合以外の場合において、権利又は義務を他人に譲渡すること。

(2) コンセッション項目を贈与し、交換し、若しくは売却する等により他人に譲渡し、コンセッション活動に資金を供与し、又はコンセッション契約に定めた目的以外の目的のためにコンセッション項目を担保として提供すること。

(3) コンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッション契約により履行するように合意した業務又はサービスを権限を有する当局の認可なくして中断し、又は停止すること。

(4) コンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、権限を有する当局の認可なくして株式の支配的部分を売却し、又は担保として提供する等により他人に対し譲渡すること。

第28条 コンセッションへの資金供与者の権利

1 コンセッションへの資金供与者は、次の権利を享有する。

- (1) コンセッション保有者の活動に対し監督を実行すること。
 - (2) この法律所定の権利を行使するため、コンセッション項目又はその建築施設に立ち入ること。
 - (3) コンセッション保有者が担保として提供した財産又は権利を法令又は関連する契約所定の手続に従い自己に移転させて取得すること。
 - (4) コンセッション保有者が契約により引き受けた義務を履行せず、若しくは完全には履行せず、又はコンセッション保有者が破産し、若しくは解散された場合には、コンセッション契約所定の手続に従い権限を有する当局の認可によりコンセッション項目を指導管理し、又は他人に対しコンセッション項目を譲渡する提案を権限を有する当局に対し提出すること。
 - (5) コンセッション契約又は資金供与と関連するその他の契約所定の権利
- 2 権限を有する当局、コンセッション保有者及びコンセッションへの資金供与者は、相互に合意して、契約を締結することができ、かつ、それに次の事項を表示する。
- (1) コンセッション保有者を変更する条件及び手続
 - (2) コンセッションを保有させるように新たに提案を提出した者に対し権限を有する当局が拒絶する根拠
 - (3) コンセッション契約に従い必要とされる条件又は基準に従いサービスを提供するコンセッションへの資金供与者の義務
 - (4) コンセッションに関する法令所定のその他の事項

第7章 コンセッションを実施する保証

第29条 認可又は権利の授与

- 1 競争入札への参加者が当該業務を履行し、又はサービスを提供するのに必要な法律所定の特別認可を取得していないことは、その者を競争入札に参加させることを拒絶する根拠とならない。
- 2 コンセッション保有者が履行する業務又は提供するサービスが経済活動の特別認可を保有することにより従事する活動である場合には、コンセッション保有者とコンセッション契約を締結した後に関連する認可をしかるべき手続に従い直ちに授与する。
- 3 コンセッション項目が土地の構成部分である場合には、コンセッション契約を締結した後に、当該土地の使用に係る事項を規制する機関は、しかるべき手続に従い直ちに決定する義務を有する。
- 4 コンセッションの実施において第三者の占有、使用又は所有にある土地を侵害して通過し、又は当該土地上にあるコンセッション項目と関連するすべての建設施設若しくは設備について作業、修理若しくはサービスを行う必要がある場合には、コンセッションを授与する前に、権限を有する当局又は規制機関は、当該事項を関連する法律に従い決定しなければならない。

第30条 国の提供する財務支援

- 1 国は、次の国家財務支援をコンセッション保有者に対し提供することができる。

 - (1) ローン保証の発行
 - (2) コンセッションへの資金供与の一定部分の支給
 - (3) 租税その他の財務支援の提供
 - (4) 保険への加入
 - (5) コンセッション保有者がコンセッション契約に従い取得する収入の最低限度額についての保証の発行

(6) この法律又はコンセッション契約に定める場合には、補償金の付与

(7) その他

2 前項第(3)号所定のもの以外の財務支援の規模、条件及び要件は、コンセッション契約によりこれを定める。

3 当事者がコンセッション契約に従い履行する業務又は提供するサービスの価格又は対価を具体的な費用を下回るように定めた場合には、差額を国又は地方の予算から補填して支払うように相互に合意することができる。

4 当該セクター又はコンセッション項目の特徴を考慮して、当該コンセッション保有者が財務について欠損なくして活動するに至るまでの期間において、前項所定の補填支払いを付与する。

5 第1項第(3)号所定の租税支援は租税法令の定めに従い、税率若しくは課税標準又は租税環境の安定化に係る事項は投資に関する法令の定めに従い、これを規制する。

6 コンセッション契約の定めに従い予算から財務支援を提供し、又は対価を支払う場合には、予算に関する法律第30条第4項の定めに従い当該財務支援又は支払いの源泉の予算に表示する。

7 国又は地方の予算から返済される条件のあるコンセッション契約の締結については、債務の管理に関する法律所定の要件を指針とする。

第31条 リスクの分散

1 コンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッションの実施において生ずる経済的活動のリスクについては、コンセッション保有者がすべて責任を負う。

2 不慮の、又は不可抗力の性質を有する特殊な状況に起因して生じたリスクについて責任を負うことに係る事項は、コンセッション契約によりこれを規制する。

3 コンセッション項目を占有し、又は使用する期間において自己の故意又は過失のある活動に起因して他人に対してもたらした損失若しくは損害又は第三者に対し引き受ける義務については、コンセッション保有者がすべて責任を負う。

第32条 コンセッション又はコンセッション項目の他人への譲渡

1 法律又はコンセッション契約に別段の定めのある場合を除き、コンセッション保有者の権利又は義務は、権限を有する当局の認可なくして第三者に対しこれを譲渡することができない。

2 権限を有する当局がコンセッション保有者の権利又は義務を他人に譲渡する認可を与える条件、新たなコンセッション保有者が権利又は義務を引き受けて取得し、及びコンセッション契約所定のサービスの提供に必要な技術的又は財務的能力を有する旨を証明する手続等は、これをコンセッション契約に表示する。

3 コンセッション保有者がコンセッション契約に重大に、又は多回にわたり違反し、当該違反を除去する要求を履行しなかった場合には、権限を有する当局は、コンセッション項目により履行する業務又は提供するサービスを障害なく確保する目的のため、コンセッション契約所定の条件によりコンセッション項目を自己の管轄に暫定的に移転させて取得し、稼働させることができる。

第8章 その他の規定

第33条 情報バンク

1 (失効)

2 (失効)

3 (失効)

4 権限を有する当局は、競争入札と関連するすべての文書又は資料をまとめて情報バンクを開設して保管する。

第 34 条 紛争の解決

1 コンセッションを授与する活動と関連する不服申立ては、これを当該活動が実行された後 10 業務日以内に権限を有する当局に対し提出し、かつ、決定を承諾しない場合には、裁判所に対し訴えを提起する権利がある。

2 コンセッション契約の当事者間において生じたすべての紛争は、契約により相互に合意した方法によりこれを解決する。

3 コンセッション保有者、自己の株主、コンセッションへの資金供与者又は経済活動について共同で活動しているその他の者との間において生じた紛争は、それらの者が相互に合意した方法によりこれを解決する。

4 コンセッション契約所定の活動と関連して、コンセッションの保有者又は実施者との間において生じた紛争は、仲裁合意のある場合には仲裁手続により、その他の場合には裁判所によりこれを解決する。

第 35 条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

1 コンセッション契約の当事者がこの法律所定の、又は契約上の義務を履行せず、又は完全には履行しなかった場合には契約の定めに従い、契約にそのような定めのない場合には民法の定めにより、財産上の責任を引き受ける。

2 この法律所定の次の手続に違反した者に対し刑事責任を引き受けさせない場合には、裁判官又は国家監察官は、次の行政処罰を科する。

(1) 競争入札を組織することと関連する手続に違反した国家機関又は公務員に対しては、20 万ないし 25 万トゥグルグの罰金を科する。

(2) 競争入札の文書を評価する手続又は第 11 条第 1 項の定め違反した公務員に対しては、25 万ないし 30 万トゥグルグの罰金を科する。

(3) 第 33 条に違反した国家機関又は公務員に対しては、25 万ないし 30 万トゥグルグの罰金を科する。

3 コンセッションの法令に違反した公務員に対しては、違反の性質を考慮して、国家公務に関する法律所定の規律処分を科することができる。

第 35 条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

1 この法律に違反した公務員の行為が犯罪の性質を有しない場合には、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

第 36 条 法律の発効

1 この法律は、2010 年 3 月 1 日からこれを施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)

注：この仮訳はモンゴル語による法令を知るための手がかりとしてのみ作成したものであり、当該法令についていかなる解釈等をも行うためのものではありません。モンゴル法令について正確な理解を求めるためには、当然のことですが、原語による法令によるべきです。